

# 写真著作権と生成 AI 画像の現状を考える

吉川信之（理事・著作権担当）

生成 AI 画像が社会の大きな関心ごととなって 2 年が過ぎました。一見しただけでは写真と区別が難しい生成 AI 画像がインターネット上に氾濫したことは衝撃的でした。日本写真家協会は 2023 年 8 月 23 日に声明「生成 AI 画像についてその考え方の提言」で公表当時の懸念を表明しました。その後、写真だけでなくテキストや音声動画など複数のデータを一度に処理できるマルチモーダル化も進み常に変化しています。現在の写真著作権と生成 AI 問題と現状について写真家の立場から整理してみたいと思います。  
(著作権委員会)

## ■ JPS が生成 AI に対する声明を公表

日本写真家協会では声明「生成 AI 画像についてその考え方の提言（2023 年 8 月 23 日）」で、写真家の立場から生成 AI 技術に対する懸念を表明しました。

視覚的には写真と区別できないような生成 AI 画像が高度なスキルなしに生成できてしまうことをどう考えるか。写真には被写体の存在が必要で、写真を見るときには写っている被写体や光景が現実に存在したということが前提になります。

フランスのニセフォール・ニエプスが「現存する世界最古の写真」を撮影したとされるのが、いまから二百年前の 1825 年。それ以来、写真はこの約束のもとで鑑賞されてきました。

報道写真は写真の光景が実際に存在したという約束事の上に成り立っている表現ですが、生成 AI 技術を使えば被写体が存在しない画像を作ることが可能になってしまいます。実際に存在しない、著名人のスキャンダルや災害現場の光景などのいわゆるディープフェイクが簡単に作成されるようになりました。

当初、生成 AI 技術で作成した画像は不自然なものが多かったのですが、技術の進歩は早いもの。日々、画像からの判断が難しくなっています。JPS では、写真家が積極的に撮影者名を記載して、写真であることと明示することを呼びかけています。

著作権法の問題もあります。現在の著作権法は 1971 年に施行されたもので、当時は生成 AI 技術の問題などは考慮されていません。既存の著作物（原著作物）をもとに新たな著作物（二次的著作物）を作成することを翻案と呼び、原著作者は二次的著作物に対して同じ種類の権利を持つとされています。しかし、このルールは人間による作業が前提です。人間と違って思想や感情を持たず、疲れることもないコンピュータは連続して作業し続けることも可能。生成 AI 技術の使用が適正にコントロールされなければ写真家の著作権をはじめとする著作権や被写体の肖像権、その他の知的財産権などが損なわれ、権利へのフリーライドの発生などが懸念されます。あらゆるプロフェッショナ

ルによるクリエイティブの再生産を維持するためにも、生成 AI 技術に対して著作者の権利を保護するルールづくりが重要なことです。

## ■著作権法では学習と利用を分けて考える

著作権法ではどのように解釈されているのでしょうか。文化庁著作権課は「AI と著作権に関する考え方について（2024 年 4 月、以下「考え方」）」という文書を公開しています。著作権法では「著作権等の権利の保護」と「著作物等の公正・円滑な利用とのバランスを図り、もって文化の発展に寄与する」ことを目的としています。著作者等の権利の保護を図ることがこの法律の一番重要な目的となります。権利を大きく害さない部分においては、公正・円滑な利用を促進するために、権利者の承諾なしに著作物を利用できる除外規定が設定されています。

生成 AI 技術に関わる除外規定としては「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。（中略）当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。（著作権法 30 条 4）」。

著作物の価値とは著作者によって表現された思想や感情を鑑賞することなので、思想や感情を鑑賞できない機械だけが使用することは著作者などの権利を損なわないとしています。これは、ビデオデッキなどの映像機械の開発や AI ソフトの機械学習（ディープラーニング）などのために整備されたもので、生成 AI 画像の登場までは大きな影響はありませんでした。

「考え方」では「AI 開発・学習段階」と「生成・利用段階」を著作物の利用行為が異なるため分けて考える必要があるとしています。

AI 開発・学習段階とは AI に基礎的な学習をさせるための行為で、著作物を学習用データとして収集・複製し学習用データセットを作成したり、データセットを学習に利用して AI モデルを開発すること。具体

的には赤い球体の画像をくりかえし学習させて AI にリンゴと認識させる作業です。AI はリンゴの属性を学習しているだけで、その画像の表現を鑑賞しているのではないため「非享受目的」となり、自由に使用することができます。

対して、生成・利用段階とは AI をを利用して画像などを作成し、生成した画像を Web などにアップロードしたり、複製物（印刷物など）を販売することなど。

こちらは既存のリンゴの写真をもとに生成 AI 技術で画像を生成させること。この場合、生成物が人目に触れれば「享受目的」と判断され、除外規定は適用されません。利用目的の中に 1つでも「享受目的」が含まれている場合には除外規定は適用できません。

このように説明すると区別は明確なようですが、実務の場で学習段階と利用段階を明確に分けて考えることができるのが、大きな疑問です。

著作物の作風の問題もあります。従来から著作権法の保護対象は表現された「もの」であるとされていて、著作物の作風やアイディアは対象になりません。

しかし「考え方」では、意図的に、創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的として使用した場合には、享受目的が併存すると考えられるとも説明しています。重要なポイントです。

## ■グレーゾーンが多い生成 AI 画像の定義

2023 年に生成 AI 画像が社会に氾濫し始めた当初、写真と AI で生成された画像は別なものであり、人間のように「思想や感情を持たない」AI が生成した画像に著作権は発生しないという考えが中心でした。AI 生成物には創作的寄与が生じないという判断です。しかし、現在では、その区別が曖昧になってきています。「考え方」で「AI は法的な人格を有しないので著作者には該当しないが、人間が生成 AI に対して創作的寄与が認められるような指示を行って AI 技術を用いた場合には著作物性が認められる」としています。その人間による寄与とは作業の労力の積み重ねや単なるアイディアではなく、人間による創作的な寄与が認められることが必要になります。「生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合」に該当するという説明です。

フォトショップなどの画像編集ソフトに生成 AI 技術が多く使われるようになってきたことも大きな変化です。写真の背景を延長する、範囲選択した部分を生成 AI で塗りつぶす、ノイズの除去、解像度の上昇など。写真に写り込んだ電線や人物を AI が自動検出して自動で消去するという機能も出現しています。

背景を延長したり、選択範囲を塗りつぶしたりという作業が生成 AI による加工であることは明白ですが、電線や不用物をレタッチすることは、従来は人間が手作業で行なっていたもの。しかし、生成 AI を使用したソフトは専門のスキルを必要とせず、瞬時に作業を終えてしまいます。写真家がこのような機能を使

って背景を加工した場合には、出来上がった写真は実際の風景とは違うものになっているということを自覚することが必要でしょう。

また、高画素化やノイズ除去の機能はソフト上で展開したファイルから、AI ソフトが新たな写真ファイルを生成し直す作業になることもあります。これはどう考えれば良いのか？人間の目では生成 AI ソフトの中で何が起こっているのかということは判断できません。完全にブラックボックスです。

## ■ SNS の規約にも注意

写真の公表手段として、インターネットメディアは欠かせないものとなりました。しかし、SNS の使用には注意が必要となりました。

多くのインターネットメディアでは SNS を運営する巨大プラットホーム企業が、ユーザーが投稿した著作物を生成 AI 技術に利用していくとアナウンスしています。たとえば、次のような SNS の規約があります。「コンテンツをシェア、投稿またはアップロードする場合、利用者は、弊社が利用者のコンテンツを使用、配信、変更、実行、複製、実行、表示、翻案、およびその派生的著作物の作成を行う非独占的、譲渡可能、サブライセンス可能、使用料無料、かつ、全世界を対象としたライセンスを弊社に付与するものします」

SNS のアカウントを作るためには規約への合意が必要なので、アップロードした写真はこの規約で運用されます。運営会社が生成 AI に使用することは「翻案」であり、生成物や読み込んだ内容（派生的著作物）を第三者に提供（サブライセンス）することも可能となってしまいます。ブログやホームページなどの写真を公表した場合、第三者による使用は著作権法の除外規定の範囲に限られますが、写真家がこの規約を承諾していれば SNS 運営会社は無条件で生成 AI 技術への著作物の使用が可能となってしまいます。

対策として「オプトアウト」という方法が紹介されることがあります。AI トレーニングへの個人情報などのデータ取得を拒否する仕組みですが、個人情報のトラブルに限られ、アップロードした写真の著作権保護に活用できる制度ではないようです。

著作権にかかる契約は当事者が納得していればその内容は自由。アカウント作成時に「規約に同意する」というボタンをクリックすれば契約は成立してしまいます。しかし、内容を十分に精査せずに使っている方が多いのが実情です。規約の内容をしっかりと読み、理解した上で使用することが大切です。

SNS は社会の中で重要なメディアとなっており、使用のメリットも大きいことは事実。しかし、著作権上のリスクも増大していることを自覚する必要があります。インターネット黎明期に言われた「大切な写真は安易にアップロードしてはいけない」という戒めは、今後、さらに重要になっていくことでしょう。